

令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施要領

第 1 趣旨

配合飼料価格は、国際的な穀物相場の上昇や為替相場の影響により高騰が続き、畜産経営体の経営を圧迫している。

このため、畜産経営体の経営安定を図ることを目的に、配合飼料購入費の価格上昇分のうち、配合飼料価格安定制度により補えきれない額の一部について、畜産経営体を支援する補助事業者に対して補助金を交付する岩手県配合飼料価格安定緊急対策（以下「事業」という。）を実施する。

第 2 補助事業者

補助事業者は、一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会、J A 全農くみあい飼料株式会社、岩手中央酪農業協同組合、岩手花平農業協同組合及び新岩手農業協同組合又は全国畜産農業協同組合連合会とする。

第 3 事業対象期間

事業の対象期間は令和 8 年度第 1 四半期及び第 2 四半期とする。

第 4 事業の実施

1 事業計画の承認

補助事業者は、令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画（変更）承認申請書（様式第 1 号）及び令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画書（様式第 2 号）を岩手県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更がある場合は、前項に準じて行うものとする。

なお、事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 計画書に掲げる経費の 30 パーセントを超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）に定める交付の決定後に着手するものとする。
- (2) 事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、補助事業者は、その理由を明記した令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費交付決定前着手届（様式第 3 号）により、知事に届け出るものとする。
- (3) (2)により交付決定前に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第 5 助成措置

岩手県は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について別に定めるところにより補助するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画（変更）承認申請書
令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施要領（令和 8 年 8 月 4 日付け畜第 378
号）第 4 に基づき、関係書類を添えて（変更）申請する。

様式第 2 号

令和 8 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画書

項 目	対象数量	単 価	事業費	備 考
事業費	t	円 / t	円	
事務費				戸 × 900 円 ≥ 円
合計				

※ 事業対象者一覧を添付すること（任意様式）。

岩手県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和8年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費交付決定前着手届

令和 年 月 日付け 第 号で承認された令和8年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画に基づき、別記条件を了承のうえ補助金交付決定前に着手したいので、届出します。

記

事 業 量	
事 業 費	円
着 手 予 定 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	
交付決定前着手を 必要とする理由	

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- 2 補助金交付決定を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行わない。